

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第37回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成21年2月20日（金）15：30～16：40

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，大川眞郎，奥田昌道（委員長），
富越和厚，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）菅野審議官，安東総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成21年4月の出向からの復帰候補者等について
- ・ 平成21年下半期の判事の再任候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した河村委員の後任として池上委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成21年4月期の弁護士任官候補者（判断を留保されていた者），平成21年1月の新任判事補候補者，平成21年1月の修習終了後3年未満の判事補への任官候補者及び平成21年1月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成21年4月期の出向からの復帰候補者等及び平成21年下半期の判事への再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・ 平成21年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している者10人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、3人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。また、裁判官から出向している者6人については出向期間が3年以下であることから、出向からの復帰候補者としての諮問の対象とはならないが、平成21年4月に判事任命資格を取得することから、平成21年4月期に判事に任命すべき者として指名することの適否について審議され、いずれも判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成21年下半期の判事の再任候補者について

今回諮問された候補者について、重点審議者とすべきかどうかについて審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、5月29日までに従前どおりの方法で情報収集の上、その結果を報告するよう要請することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、6月を目処に開催され、平成21年下半期の判事の再任候補者について審議することとなった。

以 上